

## 国税に対する要望との対比表

府省庁名：厚生労働省

国税に対する要望 (所得税・法人税に係るもの)			地方税に対する要望					
要望番号	要望項目名	要望税目	対応する要望の有無	「対応する要望の有無」が○の場合		「対応する要望の有無」が×の場合		
				要望番号	要望項目名	地方税に対する要望をしない理由 (対応する要望がない場合)		
例1	○○に関する特別償却措置の創設	所得税	○	個人住民税	×			特別償却のみの要望であるため。
		法人税	○	法人住民税	×			特別償却のみの要望であるため。
				法人事業税	×			特別償却のみの要望であるため。
例2	○○を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除	所得税	○	個人住民税	×			地方税については税額控除を要望せず、特別償却のみを要望するものであるため。
		法人税	○	法人住民税	○ 1	○○を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除		
				法人事業税	○ 1	○○を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除		
1	セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設	所得税	○	個人住民税	○ 1	セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設		
		法人税		法人住民税				
				法人事業税				
2	個人の健康増進・疾病予防の推進のための所得控除制度の創設	所得税	○	個人住民税	○ 3	個人の健康増進・疾病予防の推進のための所得控除制度の創設		
		法人税		法人住民税				
				法人事業税				
4	地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除の非課税措置の創設	所得税	○	個人住民税	○ 5	地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除の非課税措置の創設		
		法人税		法人住民税				
				法人事業税				
6	社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置	所得税		個人住民税				
		法人税	○	法人住民税	○ 10	社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置		
				法人事業税	○ 10	社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置		
7	医療機関の設備投資に関する特例措置特別償却制度の創設	所得税	○	個人住民税	×			個人住民税の税額控除は要望対象外のため
		法人税	○	法人住民税	○ 11	医療機関の設備投資に関する特例措置特別償却制度の創設		
				法人事業税	○ 11	医療機関の設備投資に関する特例措置特別償却制度の創設		
8	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置等の拡充及び延長	所得税	○	個人住民税	○ 13	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置の拡充及び延長		
		法人税		法人住民税				
				法人事業税				

国税に対する要望 (所得税・法人税に係るもの)			地方税に対する要望					
要望番号	要望項目名	要望税目	対応する要望の有無	「対応する要望の有無」が○の場合		「対応する要望の有無」が×の場合		
				要望番号	要望項目名	地方税に対する要望をしない理由 (対応する要望がない場合)		
9	子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設	所得税	○	個人住民税	○	19	子育て支援に要する費用にかかる税制措置の創設	
		法人税		法人住民税				
				法人事業税				
10	ひとり親家庭への支援の充実等に伴う税制上の所要の措置	所得税	○	個人住民税	○	20	ひとり親家庭への支援の充実等に伴い必要な税制上の所要の措置	
		法人税	○	法人住民税	○	20	ひとり親家庭への支援の充実等に伴い必要な税制上の所要の措置	
				法人事業税	○	20	ひとり親家庭への支援の充実等に伴い必要な税制上の所要の措置	
24	サービス付き高齢者向け住宅の割増償却の延長	所得税	○	個人住民税	×		特別償却のみの要望であるため。	
		法人税	○	法人住民税	×		特別償却のみの要望であるため。	
				法人事業税	×		特別償却のみの要望であるため。	
12	戦傷病者等の妻に対する特別給付金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続	所得税	○	個人住民税	○	16	戦傷病者等の妻に対する特別給付金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続	
		法人税		法人住民税				
				法人事業税				
13	障害者総合支援法の見直し等に伴う税制上の所要の措置	所得税	○	個人住民税	○	19	障害者総合支援法の見直し等に伴う税制上の所要の措置	
		法人税	○	法人住民税	○	19	障害者総合支援法の見直し等に伴う税制上の所要の措置	
				法人事業税	○	19	障害者総合支援法の見直し等に伴う税制上の所要の措置	
14	協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ	所得税		個人住民税				
		法人税	○	法人住民税	○	18	協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率	
				法人事業税	×		課税標準の算定に含まれず、税収に影響を与えないため	
11	国家戦略特別区域限定保育主義の創設に伴う税制上の所要の措置	所得税	○	個人住民税	×		課税標準の算定に含まれず、税収に影響を与えないため	
		法人税	○	法人住民税	×		課税標準の算定に含まれず、税収に影響を与えないため	
				法人事業税	×		課税標準の算定に含まれず、税収に影響を与えないため	
15	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長等	所得税	○	個人住民税	×	21		個人住民税の税額控除は要望対象外のため
		法人税	○	法人住民税	○	21	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長等	
				法人事業税	×		課税標準の算定に含まれず、税収に影響を与えないため	
16	職業能力開発に係る特定支出控除の範囲の拡大	所得税	○	個人住民税	○	22	職業能力開発に係る特定支出控除の範囲の拡大	
		法人税		法人住民税				
				法人事業税				
17	障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長	所得税	○	個人住民税	×		特別償却のみの要望であるため。	
		法人税	○	法人住民税	×		特別償却のみの要望であるため。	
				法人事業税	×		特別償却のみの要望であるため。	
18	雇用保険制度の見直し等に伴う税制上の所要の措置	所得税	○	個人住民税	○	23	雇用保険制度の見直し等に伴う税制上の所要の措置	
		法人税		法人住民税				
				法人事業税				
21	確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置	所得税	○	個人住民税	○	24	確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置	
		法人税	○	法人住民税	○	24	確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置	
				法人事業税	○	24	確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置	

国税に対する要望 (所得税・法人税に係るもの)			地方税に対する要望					
要望番号	要望項目名	要望税目	対応する要望の有無	「対応する要望の有無」が○の場合		「対応する要望の有無」が×の場合		
				要望番号	要望項目名	地方税に対する要望をしない理由 (対応する要望がない場合)		
19	年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンス体制の見直しに伴う税制上の所要の措置	所得税	○	個人住民税	×	法人が支払いを受ける利子にかかる住民税(利子割)は平成28年1月に廃止予定のため		
		法人税	○	法人住民税	○	25	年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンス体制の見直しに伴う税制上の所要の措置	
				法人事業税	○	25	年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンス体制の見直しに伴う税制上の所要の措置	
22	交際費課税の特例措置の延長	所得税		個人住民税				
		法人税	○	法人住民税	○	26	交際費課税の特例措置の延長	
				法人事業税	○	26	交際費課税の特例措置の延長	
25	少額取得価額の資産に係る減価償却における損金算入の特例措置の延長	所得税		個人住民税				
		法人税	○	法人住民税	×	特別償却のみの要望であるため。		
				法人事業税	×	特別償却のみの要望であるため。		
20	公害防止用設備に係る特例措置の延長	所得税		個人住民税				
		法人税	○	法人住民税	×	特別償却のみの要望であるため。		
				法人事業税	×	特別償却のみの要望であるため。		

国 税 に 対 す る 要 望 (所得税・法人税に係るもの)				地 方 税 に 対 す る 要 望			
要望番号	要 望 項 目 名	要 望 税 目	対 応 す る 要 望 の 有 無	「対応する要望の有無」が○の場合		「対応する要望の有無」が×の場合	
				要望番号	要 望 項 目 名	地方税に対する要望をしない理由 (対応する要望がない場合)	
23	地方拠点強化税制と所得拡大促進税制の併用解除（P）	所得税	○	個人住民税	×		課税標準の算定に含まれず、税収に影響を与えないため
		法人税	○	法人住民税	○ 29	地方拠点強化税制と所得拡大税制の併用解除（P）	
				法人事業税	×		課税標準の算定に含まれず、税収に影響を与えないため
27	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特例措置の適用期限の延長（グリーン投資減税）	所得税	○	個人住民税	○ 31	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特例措置の適用期限の延長（グリーン投資減税）	
		法人税	○	法人住民税	○ 31	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特例措置の適用期限の延長（グリーン投資減税）	
				法人事業税	○ 31	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特例措置の適用期限の延長（グリーン投資減税）	

(記入に関する注意点)

- ・国税の要望のうち、所得税・法人税に関するものについて全て記入し、該当する税目欄に「○」を付けること。
- ・国税の要望に対応する地方税の要望の有無について、該当する税目欄に「○」を付けること。
- ・所得税の要望と対応する個人住民税の要望がない場合、及び法人税の要望と対応する法人住民税及び法人事業税の要望がない場合は、その理由を明記すること。
- ・所得税・法人税の要望内容に変更が生じた場合等で本表の修正が必要となるときは、修正の上速やかに提出すること。
- ・本表が2枚以上にわたる場合には、右下にページを付すこと。また、用紙はA4とし、紙媒体提出時は縦左上綴じで統一すること。

## 国税に対する要望との対比表

府省庁名：厚生労働省

国 税 に 対 す る 要 望 (所得税・法人税に係るもの)			地 方 税 に 対 す る 要 望					
要望番号	要 望 項 目 名	要 望 税 目	対 応 す る 要 望 の 有 無		要 望 番 号	「対応する要望の有無」が○の場合		地 方 税 に 対 す る 要 望 を し な い 理 由 (対応する要望がない場合)
			要 望	不 し ま せ		要 望 項 目 名	「対応する要望の有無」が×の場合	
1	セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設	所得税	○	個人住民税	○	1	セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設	
				法人住民税				
				法人事業税				
3	個人の健康増進・疾病予防の推進のための所得控除制度の創設	所得税	○	個人住民税	○	3	個人の健康増進・疾病予防の推進のための所得控除制度の創設	
				法人住民税				
				法人事業税				
4	地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置の創設	所得税	○	個人住民税	○	4	地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置の創設	
				法人住民税				
				法人事業税				
6	社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置	所得税		個人住民税				
				法人住民税	○	6	社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置	
				法人事業税	○	6	社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置	
7	医療機関の設備投資に関する特例措置の創設	所得税	○	個人住民税	×			個人住民税の税額控除は要望対象外のため
				法人住民税	○	7	医療機関の設備投資に関する特例措置の創設	
				法人事業税	○	7	医療機関の設備投資に関する特例措置の創設	
9	ひとり親家庭への支援の充実等に伴う税制上の所要の措置	所得税	○	個人住民税	○	9	ひとり親家庭への支援の充実等に伴う税制上の所要の措置	
				法人住民税	○	9	ひとり親家庭への支援の充実等に伴う税制上の所要の措置	
				法人事業税	○	9	ひとり親家庭への支援の充実等に伴う税制上の所要の措置	
10	障害者総合支援法の見直し等に伴う税制上の所要の措置	所得税	○	個人住民税	○	10	障害者総合支援法の見直し等に伴う税制上の所要の措置	
				法人住民税	○	10	障害者総合支援法の見直し等に伴う税制上の所要の措置	
				法人事業税	○	10	障害者総合支援法の見直し等に伴う税制上の所要の措置	
11	年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンス体制の見直しに伴う税制上の所要の措置	所得税	○	個人住民税	×			法人が支払いを受ける利子にかかる住民税(利子割)は平成28年1月に廃止予定のため
				法人住民税	○	11	年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンス体制の見直しに伴う税制上の所要の措置	
				法人事業税	○	11	年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンス体制の見直しに伴う税制上の所要の措置	
15	協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ	所得税		個人住民税				
				法人住民税	○	15	協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率	
				法人事業税	×			課税標準の算定に含まれず、税収に影響を与えないため
16	職業能力開発に係る特定支出控除の範囲の拡大	所得税	○	個人住民税	○	16	職業能力開発に係る特定支出控除の範囲の拡大	
				法人住民税				
				法人事業税				
17	雇用保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置	所得税	○	個人住民税	○	17	雇用保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置	
				法人住民税				
				法人事業税				
18	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置等の拡充及び延長	所得税	○	個人住民税	○	18	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置等の拡充及び延長	
				法人住民税				
				法人事業税				

国税に対する要望 (所得税・法人税に係るもの)			地方税に対する要望				
要望番号	要望項目名	要望税目	対応する要望の有無	「対応する要望の有無」が○の場合		「対応する要望の有無」が×の場合	
				要望番号	要望項目名	地方税に対する要望をしない理由 (対応する要望がない場合)	
20	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長	所得税	○	個人住民税	×	20	個人住民税の税額控除は要望対象外のため
		法人税	○	法人住民税	○	20	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長
				法人事業税	×		課税標準の算定に含まれず、収支に影響を与えないため
21	交際費課税の特例措置の延長	所得税		個人住民税			
		法人税	○	法人住民税	○	21	交際費課税の特例措置の延長
				法人事業税	○	21	交際費課税の特例措置の延長
22	公害防止用設備に係る特例措置の延長	所得税		個人住民税			
		法人税	○	法人住民税	×		特別償却と固定資産税のみの要望であるため。
				法人事業税	×		特別償却と固定資産税のみの要望であるため。
25	戦傷病者等の妻に対する特別給付金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続	所得税	○	個人住民税	○	25	戦傷病者等の妻に対する特別給付金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続
		法人税		法人住民税			
				法人事業税			
27	子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設	所得税	○	個人住民税	○	27	子育て支援に要する費用にかかる税制措置の創設
		法人税		法人住民税			
				法人事業税			
28	確定給付企業年金の弹力的な運営等に係る税制上の所要の措置	所得税	○	個人住民税	○	28	確定給付企業年金の弹力的な運営等に係る税制上の所要の措置
		法人税	○	法人住民税	○	28	確定給付企業年金の弹力的な運営等に係る税制上の所要の措置
				法人事業税	○	28	確定給付企業年金の弹力的な運営等に係る税制上の所要の措置
29	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特例措置の適用期限の延長(グリーン投資減税)	所得税	○	個人住民税	×		個人住民税の税額控除は要望対象外のため。
		法人税	○	法人住民税	○	29	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特例措置の適用期限の延長(グリーン投資減税)
				法人事業税	○	29	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特例措置の適用期限の延長(グリーン投資減税)
-	保育所等を経営する社会福祉法人に係る寄附税制の拡充	所得税	○	個人住民税	×		所得税の所得控除に対する要望であるため。(個人住民税の税額控除は要望対象外)
		法人税		法人住民税			
				法人事業税			
-	サービス付き高齢者向け住宅の割増償却の延長	所得税	○	個人住民税	×		特別償却のみの要望であるため。
		法人税	○	法人住民税	×		特別償却のみの要望であるため。
				法人事業税	×		特別償却のみの要望であるため。
-	障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長	所得税	○	個人住民税	×		特別償却のみの要望であるため。
		法人税	○	法人住民税	×		特別償却のみの要望であるため。
				法人事業税	×		特別償却のみの要望であるため。
-	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長	所得税	○	個人住民税	×		特別償却のみの要望であるため。
		法人税	○	法人住民税	×		特別償却のみの要望であるため。
				法人事業税	×		特別償却のみの要望であるため。

## (記入に関する注意点)

- 国税の要望のうち、所得税・法人税に関するものについて全て記入し、該当する税目欄に「○」を付けること。
- 国税の要望に対応する地方税の要望の有無について、該当する税目欄に「○」を付けること。
- 所得税の要望と対応する個人住民税の要望がない場合、及び法人税の要望と対応する法人住民税及び法人事業税の要望がない場合は、その理由を明記すること。
- 所得税・法人税の要望内容に変更が生じた場合等で本表の修正が必要となるときは、修正の上速やかに提出すること。
- 本表が2枚以上にわたる場合には、右下にページを付すこと。また、用紙はA4とし、紙媒体提出時は縦左上綴じで統一すること。